

東日本大震災復興対策本部会合（第8回） 議事録

1 日 時：平成23年9月20日 17:00～17:30

2 場 所：官邸4階 大会議室

3 出席者：（※代理含む）

【本部長】野田佳彦内閣総理大臣

【副本部長】藤村修内閣官房長官〈進行〉、平野達男東日本大震災復興対策担当大臣

【本部員】川端達夫総務大臣、平岡秀夫法務大臣、玄葉光一郎外務大臣、安住淳財務大臣、中川正春文部科学大臣、小宮山洋子厚生労働大臣、鹿野道彦農林水産大臣、枝野幸男経済産業大臣、前田武志国土交通大臣、細野豪志環境大臣、一川保夫防衛大臣、山岡賢次国家公安委員会委員長、自見庄三國務大臣、古川元久國務大臣、蓮舫國務大臣、齋藤勁内閣官房副長官、長浜博行内閣官房副長官、竹歳誠内閣官房副長官、津川祥吾国土交通大臣政務官（岩手現地対策本部長）、郡和子内閣府大臣政務官（宮城現地対策本部長）、後藤斎内閣府副大臣、松下忠洋経済産業副大臣、浜田和幸外務大臣政務官

4 配布資料

資料1 復旧・復興に係る財源措置について

資料2 復興・B型肝炎対策財源としての税制措置の「複数の選択肢」（国税）

資料2参考 参考資料（国税）（試算の前提等）

資料3 復興・B型肝炎対策財源としての税制措置の「複数の選択肢」（地方税）

資料3参考 参考資料（地方税）（試算の前提等）

資料4 23年度第3次補正予算の主な歳出項目

5 議事次第

1. 開会

2. 議事

○復旧・復興に係る財源措置及び平成23年度第三次補正予算について

3. 自由討議

4. 総理大臣発言

5. 閉会

6 議事録

藤村官房長官：ただ今から、第8回東日本大震災復興対策本部を開催する。

本日の議題は、「復旧・復興に係る財源措置及び平成23年度第三次補正予算について」の報告である。なお、財源措置の報告の中では、歳出削減・税外収入による財源確保に関する報告と、先般、税制調査会において取りまとめられた、税制措置の「複数の選択肢」についてご報告いただく。報告の後、御質問等も兼ね自由討議を予定している。

それでは、議事に入らせていただく。「復旧・復興に係る財源措置及び23年度第三次補正予算について」である。安住大臣から御説明をお願いしたい。

安住財務大臣：（※資料1～4により説明）

藤村官房長官：ありがとうございました。それでは、残り時間を自由討議に充てたいと思う。皆様から自由に御発言いただきたい。

平野復興大臣：被災地を回る中で、市町村からしばしば聞いている指摘をお伝えする。

1つめは地方の負担についてである。復興の基本方針では、復興の事業規模（10年間で23兆円、5年間で19兆円）について国・地方の総額であり、地方の復興財源も確保するとしている。しかし、これまでのところ、地方負担をどのように手当するのかについて国は明確な説明を行っていない。どのように地方に財源を配分するかについては、現在、財務省・総務省で検討中であるが、これが決まらないと、せっかく3次補正でかなりの予算を積んでも、地方からは執行が遅れる言い訳に使われかねない。早急に結論を出し、地方に伝える必要があると考えており、よろしく対応願いたい。

2つめは高台移転についてである。現在、高台移転については国交省・財務省で制度の細部の詰めを行っていると言っているが、こちらについても地方の復興計画策定の前提となるものであり、早く具体像を示して欲してもらわないと動けないといった指摘をよく聞く。急ぎ対応願いたい。

その他についても、細部について色々と指摘を受けているので、各省に対応をお願いする。その際は協力願いたい。

前田国交大臣：東京メトロは毎年340～350億円の金の卵を生み出す鶏。国及び都に対して、毎年法人税等で240～250億円、配当で100億円を納めている。このことを前提にして今後のことを検討して欲しい。

中川文科大臣：歳入、歳出ともに区分会計を行うのか。最初から区分するのか。

安住財務大臣：歳入、歳出ともに最初から区分会計を行う。

中川文科大臣：日本郵政株の売却がポイントになる。いつから、どのくらいのボリュームで行うのか等、国民にどう説明を行っていくのか。現時点では本日の報告の程度でいいのかもしれないが、今後、マスコミや経済の専門家の議論を呼ぶだろう。政治的な配慮も必要だとは思いますが。

安住財務大臣：日本郵政株の売却は郵政改革法案の成立が前提。現在、ようやく与野党間で修正に向けた協議がスタートしたところであり、法案成立前から財源として織り込むこと

は野党の反発を招きかねない。

法案成立後は、売却に向けた検討を行うことになるが、プライマリーバランスをどう守るのか、福島原発事故対応の財源をどう積み上げるのか等、様々な課題があり、今から売却収入は復興財源に使用すると目的を限定するのではなく、柔軟に考えた方がよいのではないかと。

平岡法務大臣：今回の対応については立法措置の必要なものが含まれていると思うが、どの程度か。また、復興債の券面や条件等は他の国債と同じという理解でよいか。

安住財務大臣：税制関係はまとめて一つの法案としたい、その他、復興庁設置法等も同時に出てくるかもしれない。そうしたものを含めて10月の最終週までには法案提出したい。

復興債については、償還財源をあらかじめ確保するというのが特徴。マーケットにおいては、他の国債と違いはないイメージである。

藤村官房長官：議論は尽きないが、時間の制約もあるので、御発言はここまでとさせていただきます。

最後に内閣総理大臣から御挨拶をお願いしたい。

野田総理大臣：東日本大震災からの復興は、この内閣が取り組むべき最重要かつ最優先の課題。7月に当本部において決定した復興基本方針に基づき、具体的な施策の作業を加速していく必要がある。

このためには、5年間の復興集中期間において少なくとも19兆円規模の対策が必要。まずは6兆円規模の1次及び2次補正を確実に執行することが重要。更に本格的な復興予算となる第3次補正予算の編成を急ピッチで進める必要がある。本日その主な歳出項目について説明があったが、金額を含めその詳細について、詰めを急いでいただきたい。

復興の財源は、以前から言い続けてきたとおり、「次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合う」ことが基本。歳出削減、税外収入の仮置きを3兆円とし、子ども手当の見直しや高速道路無料化の中止などの歳出削減、政府保有株式等の国有財産売却をその財源として想定してきたが、安住大臣にお願いをし、特別会計や公務員人件費の見直しなど、更なる努力により5兆円程度まで嵩上げしていただいた。時限的な税制措置については、復興事業の進捗と合わせるということで10年とし、消費税については、税と社会保障の財源として活用することが既に決まっていることから外していただくよう安住大臣に指示した上で、税制調査会で検討をいただき、本日報告にあったとおり現下の経済情勢等にも配慮した複数の選択肢をとりまとめていただいた。関係各位のご尽力に感謝する。

本日の案をベースに、速やかに与党との調整を行うとともに、与野党協議を呼びかけた。復興に向けて作業をペースアップする必要があるが、我々としては、野党の方々の声に謙虚に耳を傾け、丁寧に対応したい。その上で、一日も早い第3次補正予算と復興の財源を早急に決定し、本格復興に向けた具体的施策を一刻も早く実行していく必要がある。関係閣僚の一層のご協力をお願いしたい。

藤村官房長官：ありがとうございました。それでは、本日はこれまでとさせていただきます。

(以 上)